NEWS　RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

国土交通省

【問い合わせ先】
（所属）
近畿運輸局 自動車監査指導部　（旅客担当）
（担当）
草野・大谷・田口
（電話）
０６－６９４９－６４４９

令和７年６月９日

法人タクシー会社の事業許可取消処分について

この度、下記の法人タクシー事業者に対して、法令違反が確認されたことにより、令和７年６月９日付けで行政処分を行い、令和７年７月９日で事業許可の取消しとなりますので、お知らせします。

記

１．事業者名称

事業者名称：嵐山タクシー株式会社（法人番号：8130001007825）
事業者位置：京都府京都市西京区嵐山西一川町８－１
代　表　者：水野　勝
営　業　所：本社営業所
保有車両数：５０両

２．違反の概要

当該事業者に対し命じた「輸送施設の使用停止及び附帯命令書」に対し、当該事業者は自動車検査証を返納せず、自動車登録番号標の領置に応じなかったことにより、当該命令に違反した。

３．行政処分（不利益処分）について

（1）処 分 内 容

道路運送法第４０条に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の事業許可の取消し
処　分　日：令和７年６月９日
取　消　日：令和７年７月９日

（2）行政処分の対象となった法令違反の内容

自動車検査証返納又は自動車登録番号標領置命令違反
（道路運送法第４１条第１項）

配布先
青灯クラブ
京都府政記者クラブ
陸運記者会(ハイタク部会)